

令和5年度秋田県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和5年度秋田県介護ロボット導入支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 この補助事業は、秋田県内の介護サービス事業所における介護ロボットの導入に要する経費について助成することにより、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化、生産性向上による職場環境の改善による人材の定着を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 この補助事業の対象者は、介護保険法に基づくサービスを提供する介護事業者（以下「介護事業者」とする。ただし、介護事業者が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国税及び地方税に滞納がある者。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係がある者。

(補助要件)

第4条 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備における補助要件は次のとおりとする。

(1) 介護ロボット機器

次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットであること。

ア 目的要件

日常生活における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の身体的負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ① ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うもの）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ② 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次に該当するものであること。

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む) 、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築に要する経費とする。

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。) の導入に要する経費とする。

ウ 見守り機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (①介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む) 、②バイタル測定が可能なウェアラブル端末、③介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) 。

エ 既に見守り機器を導入している場合においては、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(3) その他

ア リース費用も含むが、当該年度中に係る経費 (当該年度の3月末までに係る経費) のみが対象となる。

イ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は対象外とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助事業における交付額は、次により算出された額とする。なお、千円未満に端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とする。

(1) 介護ロボット機器

1 機器につき、介護ロボット機器の導入に係る経費の実支出額に別表3の補助率を乗じて得た額と、別表1の第1欄・第2欄に定める区分・項目に応じた第3欄の基準額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

1 事業所につき、見守り機器の導入に伴う通信環境の整備に要する経費の実支出額に別表3の補助率を乗じて得た額と、別表2の基準額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

(3) 介護ロボット等導入計画との関係

次条に定める導入計画との関係においては、介護ロボット機器の導入は1計画につき1回の補助とし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備は1事業所につき1回の補助とする。

なお、1回目において補助を受けた機器のリース代や保守・サポートに係る経費等恒常的な費用については補助を受けることはできないものとする。

(4) 交付限度額 等

この補助事業の交付額及び申請数の上限は、次のとおりとする。

- ア 1事業所の補助限度額は300万円とする。ただし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、750万円を上限とし、介護ロボット機器の導入も併せて実施する場合は、750万円の範囲内で、介護ロボット機器の導入に係る補助限度額を300万円とする。(別表4参照)
- イ 同一法人における交付申請数の上限は、1法人当たり5事業所とする(別表5参照)。

(申請前計画書の提出)

第6条 この補助金の交付申請をしようとする介護事業者は、交付申請前に様式1により交付申請前計画書を提出するものとする。

(補助金の内示)

第7条 知事は、前条の規定に基づく計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、様式2により内示の通知を行うものとする。

(申請手続き)

第8条 前条による内示の通知を受けた介護事業者は、様式3による交付申請を知事に行うものとする。なお、交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金所要額調書(様式3の別紙1)
- (2) 補助事業収支予算書(様式3の別紙2)
- (3) 介護ロボット導入計画(様式3の別紙3)
- (4) 誓約書(様式3の別紙4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 前条による交付申請に対する交付決定は次のとおりとする。

- (1) 知事は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、第16条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、様式4により介護事業者に通知するものとする。
- (2) 交付決定に当たり、次の者を優先的に採択するものとする。
 - ア 秋田県介護サービス事業所認証評価制度 認証事業所(参加宣言事業所は含まない。)
 - イ 補助率区分を「3/4」で申請している事業所

(変更交付申請手続き)

第10条 この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更(補助事業費の20%以内

の軽微な変更を除く。)する介護事業者は、様式5による変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、変更交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金所要額調書(様式3の別紙1)
- (2) 補助事業収支予算書(様式3の別紙2)
- (3) 介護ロボット導入計画(様式3の別紙3)
- (4) 誓約書(様式3の別紙4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(変更交付決定)

第11条 知事は、前条の規定に基づく変更交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第16条に規定する事項を条件に補助金の変更交付を決定し、様式6により介護事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して30日以内(第10条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式7による実績報告書を知事に提出しなければならない。なお、報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金精算書(様式7の別紙1)
- (2) 収支精算書(様式7の別紙2)
- (3) 関係書類(契約書・請求書・領収書等の写し)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 知事は前条により提出された実績報告書の審査を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、様式8により対象事業者に通知する。ただし、確定した補助金額が交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第14条 この補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。介護事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による額の確定通知等があった後、速やかに請求書(様式9)を知事に提出しなければならない。

(導入効果の報告)

第15条 介護ロボット機器の導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行った介護事業者にあつては、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づき示し、別に定める期限までに様式10により知事に報告するものとする。

なお、別表3のi(補助率3/4)を適用する場合は、上記に加えて、介護ロボットを導入後

の介護職員等の人員体制を示すとともに、導入計画時に立てた見込みの人員体制と異なる場合はその理由を示すこととする。

(交付の条件)

第16条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) この補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) この補助事業を中止又は廃止する場合には、様式11により中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式12により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いを推奨するものとする。
- (11) 法令その他の関係規定を遵守し、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

(報告等)

第17条 知事は、必要に応じて介護事業者に対し、補助事業の遂行状況等の報告を求め、又は必要

な調査を行うことができる。

(公表)

第18条 知事は、第9条に定める導入計画及び第16条に定める導入効果の報告について公表することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものを除くほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表1

1 区分	2 項目	3 基準額（1 機器当たり）
介護ロボット機器	移乗介護	100万円
	入浴支援	
	移動支援	30万円
	排泄支援	
	見守り・コミュニケーション支援	
	介護業務支援	

別表2

1 区分	2 基準額（1 事業所当たり）
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	750万円

別表3

1 区分	2 補助率
i 以下の要件を満たす介護事業所に補助する場合 ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	3/4
ii 上記以外の事業所に補助する場合	1/2

別表4

補助限度額	1 事業所当たり 300万円（※参照）
-------	---------------------

※ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、750万円を上限とする。なお、介護ロボットの導入と見守り機器の導入に伴う通信環境整備を併せて実施する場合は、750万円の範囲内で介護ロボット導入の補助額の上限額を300万円とする。

別表5

申請上限数	1 法人当たり 5 事業所
-------	---------------